

日本遺産推進協議会貸付金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する、日本遺産を通じた地域活性化を図るための事業（以下「日本遺産推進事業」という。）を円滑に推進するため、市が協議会に対し予算の範囲内において日本遺産推進協議会貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この貸付金は、日本遺産推進事業を円滑に実施することにより、本市の歴史文化資源を活用して地域の活性化を図ることを目的とする。

(貸付金の対象事業)

第3条 貸付金の対象事業は、協議会が実施する日本遺産推進事業に係る経費のうち、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱（平成31年（2019年）4月1日付文化庁長官決定）及び文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（同）に基づく国庫補助金のほか、日本遺産に係る各種の補助金、交付金又は支援金（以下「補助金等」という。）の対象事業とする。

(貸付金の額)

第4条 貸付金の額は、補助金等の採択通知額又は交付決定額に相当する額を限度とし、当該年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(貸付条件)

第5条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金の最終償還期日は貸付日が属する年度の末日までとし、本要綱にある貸付金の償還についての規定により償還するものとする。ただし、最終償還期日が八王子市の休日に関する条例（平成4年条例第26号）第1条第1項に規定する休日の場合には、直前の営業日を最終償還期日とする。
- (2) 貸付利率は、無利息とする。
- (3) 償還方法は、一括償還とする。

(貸付けの申請)

第6条 協議会は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、貸付金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金等の採択又は交付の決定を通知する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、貸付金貸付決定通知書（第2号様式）により協議会に通知するものとする。

(金銭消費貸借契約の締結)

第8条 協議会は、前条の規定による通知を受けたときは、金銭消費貸借契約書（第3号様式）により市長と金銭消費貸借契約を締結するものとする。

(貸付金の貸付け)

第9条 協議会は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、前条の規定による金銭消費貸借契約の締結後、貸付金貸付請求書（第4号様式）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに貸付金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の償還)

第10条 協議会は、貸付金の対象事業に係る補助金等の交付を受けたときは、速やかに貸付金を市長に償還するものとする。

2 協議会は、貸付金の償還をしようとするときは、借入金償還通知書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（償還時点までのもの）
- (2) 収支経理簿（償還時点までのもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの取消)

第11条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付金の貸付けについて、その全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 貸付金の貸付け決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

(延滞金の徴収)

第12条 協議会が、貸付金を最終償還期日までに償還しないときは、当該貸付金額にその納期限の翌日から償還する日までの期間に応じ、年14.6パーセント(当該最終償還期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

第13条 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事由があると認めるときは、前条の規定による延滞金を減免することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、貸付金の貸付けに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)10月5日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住所又は所在地
代表者氏名

印

日本遺産推進協議会貸付金貸付申請書

令和 年度（ 年度）日本遺産推進協議会貸付金の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 貸付申請額 円

2 添付書類

第2号様式（第7条関係）

令和 年（ 年） 月 日

殿

八王子市長

日本遺産推進協議会貸付金貸付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で申請がありました日本遺産推進協議会貸付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 貸付予定年月日 令和 年（ 年） 月 日
- 3 貸付期間 貸付けの日から令和 年（ 年） 月 日まで
- 4 償還方法 一括払い
- 5 貸付利率 無利息

第3号様式（第8条関係）

日本遺産推進協議会貸付金
金銭消費貸借契約書

貸主 八王子市（以下「甲」という。）、借主 日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し、以下の約定により金員を貸し付けることについて金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（消費貸借の合意）

甲は、令和 年（ 年） 月 日、金 円を貸し渡し、乙は、同日これを借り受ける。

第2条（利息）

本契約において利息は、これを設けない。

第3条（償還の時期及び方法）

乙は、甲に対し、本借入金を令和 年（ 年） 月 日までに、指定口座に振り込む方法で一括償還する。

第4条（期限の利益喪失）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付金の貸付けについて、その全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- （2） 貸付金を他の用途に使用したとき。
- （3） 貸付金の貸付け決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

第5条（費用負担）

本契約の締結に要する印紙及び償還に係る振込手数料、その他の本契約に係る費用は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書壹通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲が原本を保有し、乙がその写しを受領する。

令和 年（ 年） 月 日

甲

乙

第4号様式（第9条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住所又は所在地
代表者氏名

印

日本遺産推進協議会貸付金貸付請求書

令和 年（ 年） 月 日付で決定のあった日本遺産推進協議会貸付金について、下記のとおり請求します。

記

1 貸付金請求額 円

2 振込口座 金融機関名
口座番号
口座名義人

第5号様式（第10条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住所又は所在地
代表者氏名

印

日本遺産推進協議会借入金償還通知書

令和 年（ 年） 月 日をもって借り入れた日本遺産推進協議会貸付金について、下記のとおり償還したので通知します。

記

- 1 借入金額 円
- 2 償還金額 円
- 3 償還方法 口座振込
- 4 添付書類